

# 日本幼児保育史の研究



## 日本保育学会共同研究小委員会

### 三十一、明治二十年代までの保母養成

明治二十年代には幼稚園がいちじるしく発展したのであるが、幼稚園教育の発展のためには保母の養成問題が当然真剣に考えられねばならなかつたはずである。しかしながら明治二十年代ではまだ保母を子守と同視する者が多く、正規の学校で保母を養成することなど真剣には考えられなかつた。

東京女子師範学校に幼稚園が創設された当時同校に保母練習科が附設され、わが国における保母養成機関のらんしようになつたのであるが、それも一カ年間で廃止され、女子師範本科生に小学校教員たると同時に、幼児保育の教養を与えて保母たるの道が採用された。これが二十年代まで続いた官立の唯一の保母養成機関であつた。そのほかは一時大阪市で市立高等女学校に附属保母養成所が設けられたこと、東京府教育会で短期速成を目ざす保母講習所が開設された以外は、ほとんど正規な保母養成機関はみられず、ただ数カ月幼稚園の見習をした者をもって保母の需要に充てている所が多か

つた。このようなときにおいて、明治二十年代にはキリスト教主義の保母養成機関が設立され、二カ年の相当専門的な幼児保育に関する教養を身につけた保母を養成しはじめたということは、わが国の保母養成機関発達史上特筆すべきことであつた。

つきにこれら二十年代までの保母養成機関の発展を年代順に考察しながら、一応 (一) 官立の専門的保母養成方式、(二) 官立師範の副次的養成方式、(三) 見習生方式、(四) 公立の専門的養成方式、(五) 私立の短期講習方式、(六) キリスト教主義の専門的養成方式の六項目に分けてその資料を述べることにする。

#### 〈東京女子師範学校保母練習科の創設〉

——官立の専門的保母養成——

明治十一年六月二十七日、東京女子師範学校内に設置、同附属幼稚園沿革大要によれば、

「保母練習科ハ幼稚園保母ヲ養成セントタメニ設ケタル課程ナリ。本校ニ於テ幼稚園ヲ設置スルヤ地方ニ於テモ亦幼稚教育ノ必要

ヲ認メ本校附属幼稚園ニ模倣シ次第ニ之レガ開設ヲナスアルニ至レドモ保母養成ノ機関ニ於テハ未ダ備ハラザリシヲ以テ本校ニ於テハ止ムヲ得ズ地方ノ請求ニ応ジ保母見習ナルモノヲ置キ之レニ必要ナル教科ヲ与ヘ僅ニ其供給ヲ充シタレドモ時勢ノ趨向ハ到底斯ル小規模ノ設備ニ甘スル能ハザルニ至リタレバ即チ明治十一年六月二十七日ヲ以テ保母練習科ヲ設置シタルナリ。」すなわち明治十一年二月大阪より最初の見習生として氏原銀、木村末の二人が附属幼稚園に派遣され、六ヵ月間の修学期間に実地保育を中心としながら保育法、唱歌、手技製作等の講義を施したのが、わが国における保母養成のはじめであった。大阪の積極的な幼稚園開設の機運に刺戟されて保母練習科が正規の保母養成機関として創設されたのである。保母練習科規則によれば、

・修業年限 一カ年

・学科 恩物用法、実地保育(週各六) 教育論、修身学、物

理学、植物学、人体論、幾何学、図画、小説、図制

大意、布列別伝、二十恩物大意、音楽、体操(週各

一〜二)

以上のようなもので、当時としては相当高度な教育をつけることをめざしていた。ところがこの練習科はいよいよ規則を制定して生徒を募集したところが、当局者の予期に反して応募者はほとんどなく、実際に授業を開講することもできず、あらためて生徒募集の方策を考え直さなければならなくなった。この間の事情はつぎの文部省年報(明・十一)によって知ることができる。

「保母練習科生徒ヲ募集スルニ入学ヲ請フ者僅々一兩名ニ過キスシテ、次学年ノ始メヨリ實際其業ヲ開キ難シ。抑々入学ヲ請フ者此ノ如ク僅々ナルハ試験ノ科目高等ニ過クルヲ以テ之ニ適当

スル学力ヲ有スル女子少キニ因レリト云フハ一般ノ通説ナリト雖モ、更ニ進テ其原委ヲ尋ルニ世人未タ汎ク幼稚園保母ノ果シテ有用ナルヲ知ラス且ツ偶其有用ナルヲ知ル者アリト雖モ自費ヲ以テ練習科ニ従事センコトヲ望ム者少キカ故ナリ。」

このような実情のため、学校当局において相談の結果、一、入学試験科目を平易にすること、二、学資を給与すること、を決定し明治十一年十月三十一日「幼稚園保母練習科生徒給費規則」を定め、当分給費生五名を定員とした。かくて翌年新しい規約に従って生徒を募集し給費生五名、自費生六名計十一名を以て授業を開始することになったのである。これがわが国保母養成機関の嚆矢となったのであり、十一名は明治十三年七月に卒業し、これらは皆それぞれ大阪、仙台、九州等の諸地方に赴任してその土地の幼稚園の草分けとなったのである。

### △保母練習科の廃止▽

——女子師範学校本科の副次的保母養成——

このように将来にその発展を囑望された保母練習科が校則改正により僅か一回の卒業生を出しただけで廃止されてしまった。明治十三年七月の同校の校則改正を見ると、

「保母練習科ヲ廃シ、幼児保育法ハ之ヲ本校ノ課程ニ編入ス。」

とあり、女子師範の本科生はみな幼児保育法を関連学科として習得させることによって小学校訓導たると同時に幼稚園保母にもなれる道が開かれた。このことについて倉橋は「日本幼稚園史」のなかで「特別な保母養成機関が廃止されたのであって、事実保母の養成ということは本科生によって連続されたのであり幼児教育の発展には何等支障することにはならなかった。」といっているが、果してそ

うであつたらうか。小学校訓導の需要がまだ充分満たされていなかった当時において、小学校訓導となれる資格をもつていながら、それを放てきて社会的にも、経済的にも世間一般から子守同然に低く見られていた幼稚園の保母になるということはごく少数の有志者に限られていたのではないかと思われる。こうしたことから、保母養成のみを目的とした保母練習科が一時廃止されたということはその後の幼稚園教育の発展を少なからず遅延せしめたものと考えられる。明治二十九年にこの保母練習科が復活(後述)されるまで十六年間の我国における保母の養成がまったく便宜主義的な方法をとらざるを得なかつたわけもこの辺にあるともいえよう。

### 三十二、幼稚園の見習生方式による保母養成

#### A 鹿兒島幼稚園

明治十二年四月より翌十三年五月まで、東京女子師範学校附属幼稚園保母豊田英雄が幼児の保育を実地に指導するかたわら七名の保母見習生を置き「幼稚園記」によりフレールベルの二十恩物、話方、音楽その他保育に関する一切のことを指導した。七名の見習生は五月その課業を終了し、保母免許状を受け、それぞれ鹿兒島県の幼稚園保母として就任した。(日本幼稚園史一三六頁)

#### B 大阪府立模範幼稚園

東京女子師範附属幼稚園に保母見習生として派遣された氏原銀、木村末の帰阪と同時に明治十三年大阪市におけるモデル幼稚園として開設され、以来ここでは実地保育をして幼児教育の範を垂れると同時に保母見習生を置き保母の養成にあつた。

後十六年廃園となつたが氏原銀はこれを私立中州幼稚園として存続させ、更にそれは再び公立の「北区幼稚園」と「西区幼稚

園」となつて発展的に継承された。両園では共に幼児教育を施しかたわら保母の見習生を養成した。この両園で養成した保母見習生の数が如何に多く、またその終了生が如何に多くの大阪市の公立幼稚園を開設したかについては「大阪市の初期幼稚園」の項に詳説した通りである。(第六〇巻第一〇号六六頁、六八頁)

#### C 愛珠幼稚園

明治十四年に主座保母として東京女子師範学校保母練習科卒業生長竹園子を迎え保母見習生を養成し始めたが、明治十九年には大阪市より正式に保母科伝習所としての認可をとり規則を設けて保母を養成した。愛珠幼稚園沿革史によれば、

明治十五年七月 保母の欠員に備えるため予め品行方正なる篤志の婦人を保母候補者として保育法を伝習せしむ之を見習生と称す

明治十七年九月 さきに保育法見習生とし通園せし稲原園子、岡本婉子、八田嘉志等に正規の試験を課し伝習済の証書を授与す  
明治十九年一月 是より先府下並に他府県より幼稚園設立の經費及保母練習の方法に關し屢々照会し来る、本園敢て之が先進者たるを自任せずと雖も教育上の義務として之に応じ指示する所少なからず、幼児保育伝習科の規則を設け府知事の認可を得たりとある。愛珠幼稚園の公文書綴には、明治十九年一月十九日の日付で、区学務係より各戸長宛に次の如き通達が載っている。

#### 学乙第十六号

幼稚園保育科ハ教育上不可欠ハ勿論ニテ已ニ客年八月本府甲第六九号布達ヲ以テ学令未滿幼児保育規則制定セラレ、同年九月学乙第三七四号ヲ以テ保育科設置ノ儀御通達ニ及ビ候ニ付、追々着手相成候処、幼稚園及幼児保育科ノ着手日猶淺ク且保母ニ乏シク

幼児保育伝習時間表

課目	每週							計
	月	火	水	木	金	土	日	
修身								三十分
恩物大意	一							三十分
恩物用法	一							三十分
恩物保育	四	四	四	四	四	三	三	三十分
唱歌						一	一	三十分
体操								三十分
教育学								一
幼稚園管理法								一
計	六	六	六	六	六	五	三十五	三十分

修身、教育学、幼稚園管理法ハ伝習生勉メテ自習シ保姆ハタダ其疑義ヲ講明スルモノトス

之ヲ充分実地ニ施ス能ハズ……同年十二月夫々試験ノ上  
 保姆心得及助手採用相成シ処、該科未熟ノ者尠ナシトセ  
 ズ、然ル処今般左記ノ幼稚園（北船場東幼稚園、中船場  
 幼稚園、愛珠幼稚園）ニ於テ保育伝習科設立サレタルニ  
 付、保育科証書若クハ伝習済証書所持セザル者ハ現任者  
 ト雖モ該科伝習相受クベク、新規保姆タラント欲スル者  
 モ伝習相受ケ将来保育ノマスマス実績相顕レ候ヨウ御執

幼児保育法伝習科図書表 実地保育参考 図書表略ス

		修身ノ部		恩物用法ノ部		恩物大意ノ部		唱歌ノ部		教育学ノ部				
書名	巻冊記号	出版年月	著者姓名	出版者姓名	書名	巻冊記号	出版年月	著者姓名	出版者姓名	書名	巻冊記号	出版年月	著者姓名	出版者姓名
日本品行論	上下二冊	明治十二年十一月	荒野文雄 著述	東京府 寄留 荒野文雄	恩物大意	全一冊	寫本	東京女師校講述	唱歌ノ部	小唱歌集	初編ヨリ三三冊 編ニワタル	明治十四年十一月 〃〃十六年六月 〃〃十七年六月	文部省音楽取調 係	同
恩物大意	全一冊	寫本	東京女師校講述		唱歌ノ部	四	峽	明治十六年四月	東京女師附屬幼 稚園製造 錦子選 加藤	同	上	小石川小日向水道 町八二 加藤清人		
恩物用法	全一冊	寫本	東京女師校講述		教育学ノ部	四	卷	明治九年七月	関 信三 訳	東京女子師				
恩物用法	全一冊	寫本	東京女師校講述		教育学ノ部	三	卷	明治九年七月 〃〃十年六月 〃〃十一年六月	桑田 親五 訳	文部省				
恩物用法	全一冊	寫本	東京女師校講述		教育学ノ部	四	卷	明治十八年三月	小泉 信吉 訳	文部省				
恩物用法	全一冊	寫本	東京女師校講述		教育学ノ部	三	卷	明治十八年三月	四谷 純三郎 訳	文部省				
恩物用法	全一冊	寫本	東京女師校講述		教育学ノ部	二	卷	明治十八年六月	高峰 秀夫 訳	本郷区湯島四丁目 十四 茗溪会				

計コレアルベク区長名ニヨリ此旨御通達ニ及ビ候也

これを見れば分るる様に、当時大阪市では幼稚園の普及をはかると同時に保育の質的向上をはかり、保育科証書または保育伝習済証書を所持せざる者は保母たることはできないとして、積極的に保母養成並びに再教育の方策を打ち出している。

これら保育科伝習所の内容については規約では相当組織的な計画的な養成機関のようであるが従来の保母見習生を制度化しただけで、実質的には講義がなされるわけでもなく、教科書を示して生徒に自学自習させたもののようにである。このような保母養成方式の代表例として愛珠幼稚園における伝習所規則の要旨並びに時間割、参考図書などの一覧表を前頁よりか

けてある。

第一章 通則

第一条 本科ハ婦女ヲシテ幼児を保育スル術ヲ練習セシムルタメ

ニ設ク

第二条 伝習生ハスベテ通学スルモノトス

第三条 伝習生ノ人員ハ六名ヲ限リトス

第二章 教則

第五条 本科伝習ノ科目ハ修身、恩物大意、恩物用法、実地保

育、唱歌、体操、教育学、幼稚園管理法ノ八課トス

第六条 本科伝習ノ期限ハ概ネ六ヶ月トス

第七条 伝習時間ハ一日六時間一週三十五時間トス

但シ土曜日は五時間トス

第九条 各課伝習ノ要旨左ノ如シ

幼稚園管理法ノ部

学校管理法	全 一 冊	明治十八年三月	伊沢修二著	小石川区小日向台 町三丁目三〇ノ森 豊造
幼稚園創立法	文部省教育雜誌 第八四号掲載	明治十二年十二月	関 信 三述	文 部 省

表中完全ナラザル図書アレドモ姑ク之ヲ仮用シ適當ノ書ヲ得ルニ從ヒテ改定スベシ  
幼稚園管理法ノ部ハ本科ニ適切ナル部分ノミヲ撰採シテ之ヲ用フ

大阪府東区第九学区  
公立愛珠幼稚園

一修身ハ倫理綱常ノ大道ヲ講述シ必ズ之ヲ躬行セシム

一恩物大意ハ恩物ノ性質功用ヲ説明シ務メテ其応用活動ヲ謀ル

一恩物用法ハ恩物ノ使用ヲ講究シ手芸ニ熟練シ意匠ヲ功緻ナラシム

一実地保育ハ本園ノ幼児ニツキ保育ノ模範ヲ示シ各部ノ保育法ヲ練習セシム

一唱歌ハ正雅優美ニシテ幼児ノ心情ヲ和ラグルニ足ルモノヲ撰

ミ殊ニ音調ヲ整肅ニシ和洋ノ楽器ヲ用ヒテ之ヲ和セシム

一体操ハ美容術、遊戯、徒手運動等幼児ニ適スルモノヲ授ケ且

自己ノ身体ヲ健康ナラシム

一教育学ハ教育ノ真理、三育ノ大要、ヨリ学事ノ法令等ヲ授ケ

実地保育ノ基礎ヲ鞏固ナラシム

一幼稚園管理法ハ幼稚園ノ原則及ビソノ編制、幼児ノ管理、表

簿ノ編製等一園ノ管理ニ必要ナルモノヲ授ク

第十条 本科ハ務メテ書籍ニ拘泥セズ又高尚ニ馳セズ唯実施ニ適

切ナラシムルヲ要ス

### 第三章 入退園則

第十一條 伝習生ハ品行方正、體質健全、年令十八年以上ニシテ  
小学中等科以上ノ学力アル婦女ニ限ル  
但シ時宜ニヨリ十八才未滿ノ者モ入園ヲ許スコトアルベシ

(略)

第十八條 卒業試験ハ伝習滿期ニ到リソノ伝習セシ各課ノ熟否ヲ  
試ミ及落ヲ判スルモノトス

第十九條 毎課定點ヲ一百トシ各課五十以上、總課平均六十以上  
ヲ得タルモノヲ及第合格トス

第二十條 入園試験ノ科目左ノ如シ

一、読書 朝皇女子立志編

一、作文 近正文 手簡文

一、習字 楷、行、草

一、算術 珠算(加減乗除) 筆算記教法ヨリ分教法マデ

一、容儀 進退起居礼

一、体格 健全ニシテ痘瘡セシモノ

(以下略)

### 三十三、大阪市高等女学校附属保母養成所

(明治二十二年)

——公立の専門的保母養成所——

大阪市では前述の如く市内各区のモデル幼稚園に見習生を置いて  
保母の養成をはかってきたが、年を追って保母の需要が増加し、そ  
のうえまた東京女子師範学校本科卒業生を得ることがなかなか困難  
となってきたために、明治二十二年十月には市会で大阪市高等女学  
校に公立の保母養成所を附設することが決議され、同附属保母養成

所をとりあえず愛珠幼稚園内に開設した。(大阪府誌)

当時高等女学校は北区中之島にあったが、その養成所に必要な保  
育実習場が近くになかったために、従来見習生を養成してきた歴史  
と、設備が完備している現状から愛珠幼稚園内に高等女学校附属保  
母養成所を設置することになったのである。しかしまもなく同校隣  
接の師範学校女子部に附属幼稚園が開設されたので、二十四年三月  
には愛珠幼稚園内の保母養成所を廃し、同年六月中之島の市高等女  
学校内に同保母養成所を再開した。それ以来二十九年三月文部省令  
による同校規則の改正に伴う廃止に至るまで、多くの保母を養成し  
た。府誌によれば

「創立以來業を卒へたる者五十五名。然れども当時志願者漸少く、  
僅に数名に出でざるの状況なるを以て他に之れに代るべき施設な  
くして已めり」

とある。これは当時大阪市三十九学区中に設立の必要を認められて  
いた三十七の公立幼稚園すべてが二十六年迄には開設され、各学区  
一園ずつの要求は殆んど満たされたのでその後は一園も増設される  
ことがなかった事情にもよるであろう。しかし公立の専門的保母  
養成機関がせっかく開設されたのに応募者が少ないために閉鎖され  
てしまったことは非常に惜しいことである。

同附属保母養成所に関する詳細な資料はないが、同養成所規則の  
抜粋を左に掲げておく。

本市会ニ於テ高等女学校保母養成所規則ヲ議決シ市制第二百二十三  
条ニ依リ大阪府知事ノ許可ヲ受ケ左ノ通相定ム

明治二十二年十月十九日

大阪市参事会

大阪府知事 西村捨三

大阪市規則第八号

高等女学校附属保母養成所規則

- 第一条 本所ハ身心發育ノ理ニ基キ幼稚保育ニ必要ナル学科ヲ授ケ専ラ之ヲ実習セシメ有用ナル保母ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本所ハ高等女学校長之ヲ管理シ左ノ職員ヲシテ教授ヲ成サシム

保母 一人

教員 若干人

第三条 本所ノ養成年限ハ一箇年半トシ之ヲ三期ニ分ツ

第四条 本所ニ於テ授クル所ノ学科ハ倫理、教育、保育法、管理法、実地保育、博物、図画、音楽ノ八科トス

第五条 各学期ニ配当スル学科程度及ビ教科用図書ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

第六条 入学生ノ定員ハ大約二十名トス

第七条 入学ヲ許ス可キモノハ年令滿二十年以上上品行端正体質健全性質温良ニシテ小学高等三年生以上若クハ之ニ相当スル学力ヲ有シ第八条ノ入学試験ニ及第シタルモノニ限ル

第八条 入学試験ノ科目左ノ如シ

- 一 読書 漢字交り文
- 一 作文 消息文及近体文
- 一 算術 筆算加減乗除及比例
- 一 習字 行書
- 一 地理歴史 内国ノ部大要

- 一 博物 草木、金石、魚、虫、介
  - 一 図画 自在画
  - 一 修身 格言、事実
- (略)
- 第十二条 本所卒業セシ者ハ滿二年間結婚出産及保育ノ職ニ堪ヘ難キ疾病ヲ除ノ外市参事会ノ指定ニヨリ幼稚園又ハ小学校保育科ノ保育ニ従事スル義務アルモノトス

学科課程表

合 計	自 習	音 楽 楽唱 器歌	図 画	博 物	実 地 保 育	管 理 法	保 育 法	教 育	倫 理	学 科			
										第一 期	第二 期	第三 期	
六六	六	二四	二	二	二		一二	三	一	時間	每週	每週	每週
	製・保育科中製作物ノ調 習、音楽ノ自習	単 楽器使用法 音	自 在 画	礦物及植物ノ大意	実地保育ノ參觀		恩物其他保育科ノ予 習、保育ノ原則并其 方法	教育ノ真理及智徳体 育ノ予習	道徳ノ要旨及原理	時間	每週	每週	每週
六六	六	三二	一	二	六	二	八	二	一	時間	每週	每週	每週
	同 上	同 上	同 上	植物及動物ノ大意	実地保育ノ助手	幼稚園ノ編制・園舎 ノ管理、表簿ノ編製、 幼児ノ管理等	同 上	同 上	同 上	時間	每週	每週	每週
六六	六	二一	一	黑板画	生理衛生ノ大要				同 上	時間	每週	每週	每週
	同 上	同 上			実地保育ノ練習					時間	每週	每週	每週

第十三条 此規則ニ規定スル外試業ノ施行方法、入学生心得、其他総テ高等女学校規則ヲ適用ス

この規則ならびに時間表を見れば分るようには、相当充実した内容を以てしかも一カ年半の長期にわたる修業年限で専門的な保母養成を試みている。また卒業後二カ年間幼稚園または小学校保育科に就職することを義務づけているなど明治二十年代における大阪市公立幼稚園の発展に相当大きな貢献をなしたものと思われる。

### 三十四、東京府教育会附属幼稚園保母講習所

——私立の短期講習的保母養成——

大阪における市当局の保母養成にたいする熱意にくらべ、東京では保母養成にたいし当局はほとんど無関心であった。東京市内の公立幼稚園においても見習生を置いて保母を積極的に養成したという記録もなく、東京における保母養成はほとんど東京女子師範学校(本科)に一任した形であった。

しかし明治二十年前後より府下に幼稚園を開設するものが次第に多くなり、それを担当する適当な保母の養成が急に望まれるようになってきた。このような情勢から明治二十一年東京府教育会ではその事業の一部として附属保母講習所を新設することになった。これが現在の竹早幼稚園教員養成所の前身である。

明治二十二年の文部省年報によれば

「本年ハ幼稚園ノ数俄然増加セシ景況ナルヲ以テ幼児ノ入園猶甚タ多カラス、特ニ本年ハ大ニ保母ノ不足を感シタリシカ幸ニ私立東京府教育会ニ於テ幼稚園保母講習会ヲ開キ保母二十六名ヲ卒業セシメタルヲ以テ新設ノ幼稚園ニ甚タ便利ヲ与ヘタリ。」とある。これを見ても分るようには保母の急激な需要にこたえるた

めに講習会形式で短期間に保母を速成せんとして開設されたものであった。したがってそこに入所する者の大半は現に幼稚園に奉職している無資格者や小学校準教員や学生達で授業時間も毎日放課後の夕刻三時間ずつを講習にあてたものであり、その講習内容も理論そのものよりも実技科目中心であった。

明治二十一年十月五日に制定された同講習所規則をみれば

第一条 本所ハ幼稚園保母ニ必要ナル学科即チ開誘法、諸遊戯及

ビ唱歌等ヲ修メントスル者ノ為ニ専ラ速成ヲ主トシテ之ヲ授ク

第二条 講習期限ハ凡ソ六ヶ月トシ授業時間ハ毎日三時間以内ト

シ通常学校授業時間ノ外ニオイテ之ヲ定ム

第四条 講習員タルヲ得ル者ハ左ノ二項ノ一ニ該当スルヲ要ス

一、幼稚園保母若シクハ小学校教員及授業生ノ職ニアル者

一、年令十八年以上四十年以下身体健康品行端正ニシテ相当ノ

学力アル者

とある。

創立当時(明治二十一年十月)入所した講習員の数は十四名で、爾後毎年一回入所生徒の募集と卒業式とを行ない、毎回十名ないし二十名の修了生をだしたということである。(東京都教育会六十年史二十二頁)

この保母講習所はその後明治二十五年に一時その授業を休止していたが、二十八年に規則を改正し、名称も保母伝習所として再開された(明治二十八年十二月)。

改正後の規約では修業年限が一カ年となり、教授科目も「修身、教育、理科、体操、手芸及保育法」にあらためられ、講習員資格も教育職にある者という一項が省かれ、ただ年齢十七年以上で「高等小学校卒業以上の学力ある者」とあらためられた。一日の授業時数



などは従来どおり放課後の三時間で、講師には岩谷英太郎、田中ふさ、植村くにの三氏が委嘱された。

このようにして再開された保姆伝習所も明治三十一年には再び閉鎖し、廃絶のやむなきに至ったが、多田房之輔らの努力により、後に復活し、爾來短期講習会方式ではあったが多くの保母を輩出し続けて現在に至っている。

明治三十年以後のことはまた後の項で述べよう。

### 三十五、キリスト教主義による保姆養成機関

——二カ年間の専門的保母養成——

明治二十年代の専門的な保母養成機関の一つとしてわが国の幼稚園教育界に多大な貢献をなしたものにキリスト教主義にもとづく保母養成機関がある。当時のわが国の保母養成が永続的な専門的形態でなく、一時しのぎの便宜主義速成方式や見習生方式が多かったとくにおいて、二カ年間の専門的な教授をなし、キリスト教迫害のなかにありながらもキリスト教精神とフレーベル精神との普及に尽力した功績は見のがすことはできない。そのようなキリスト教主義の保母養成の先駆をなし、その基盤をつくったのがエー・エル・ハウによって神戸に開設された頌栄保姆伝習所である。

#### A 頌栄保姆伝習所

明治二十二年十月に神戸教会婦人会によって創設された。設立に至るまでの事情については頌栄幼稚園・保姆伝習所三十年史（大正九年）に詳しく述べられている。そしてまた如何にしてハウが来朝し、頌栄幼稚園および保姆伝習所にその生涯を捧げ、わが国の幼稚園教育発展のために貢献したかについては別の項で詳述することとし、ここでは保母養成の事実とその内容についてだけ述べることに

する。

エー・エル・ハウは明治二十年（一八八七年）米国伝道会社婦人宣教師として来朝し、明治二十二年十月頌栄幼稚園設立と同時に来園したが、幼稚園開園（明治二十三年二月十五日）に先立ち、まず保姆伝習所を開設し（二十二年十月二十二日）十二名の生徒を以て開講した。この生徒の中には後にハウの片腕となり、ハウを助け異身同体のごとく全生涯を頌栄の為に尽力した和久山きそ等がいた。これが頌栄保姆伝習所の起源で現在の頌栄短期大学の前身であり、昭和十年五月末までその名で呼ばれていた。

保姆伝習所開設当時の模様は次の和久山きその思い出によって知ることができよう。

「さてハウ先生は目的の幼稚園保育にお掛りになりましたが材料と言ひ設備と言ひ幼稚園の歌と言ひ何一つとして使用すべきものなく或は歌を訳し材料を整へ一方又保姆の養成に日夜心を砕かれました有様は真に涙ぐましい程でございました。最初の保姆志願者は十数名ございましたが、其中には全くおぼあさんと云度い様な方もあれば又全く小学校を今年出たかと思はれる様な若い幼い方もございました。そんな風でございましてから学力の程度もどれ丈け違つて居りましたか、その上全部が通訳付きの課業でございましてから教へるものも教へられるものもなみ大抵ではございませんでしたが、今考へてもまああのハウ先生がよくまああれだけ忍耐して教へて下さった事か、さぞかし歯がゆく思はれましたこととお気の毒でなりませぬ。」（頌栄幼稚園創立四十周年記念誌五一頁）  
当時は実際に保姆伝習所といっても幼稚園という名前からして分らないような時代であり、まして保母とは何のことか、伝習所とは何のことかまったく分らず、ただ子守のけいこをする所だとしか理

解できないような時代であった。したがって頌栄保母伝習所の寄宿舎の隣に、兵庫県の視学官をしていた小林という人がいて、その門燈に「コモリ」と書いてあった所が、たいていの人は寄宿舎の看板は読まずに隣の「コモリ」としてあるところが伝習所の寄宿舎であると思っていたという笑い話が事実であったような時代であった。ハウは伝習所用の教科書および参考書などおよそ百冊の本を米國より購入し、学園の文庫をつくり、保母や伝習生の研究に供し、須要なるものは自らこれを翻訳して出版あるいは講述したのである。

ハウが明治三十年までに出版した教科書は次の通りである。

幼稚園唱歌集 明治二十五年四月出版

クリスマス唱歌集 同年四月出版

保育学初歩 同 二十六年十二月出版

七小姉妹 同 二十八年十二月出版

フレイベル著母の本 同 三十年九月出版

なおこの外に伝習所教科書として、翻訳または著述したものとして、フレイベル著「人の教育」、プロー著「母の本問題」、ツレーセ著「心理学」、「フレイベルの伝記」、「日本の教育歴史」などがあつた。

ところで保母伝習所の第一回生は約二カ年間の修業を終え明治十四年七月十日に十名卒業した。その人名は左の十名である。

和久山きそ 藤田よし 梅本ゑん 佐野ひろ 黒田しな

見市たつ 山崎すて 品川しよう 安田つや 杉浦のぶ

第二回生は一回生の卒業した年の九月に募集され、入学試験に合格した八名の伝習生を以て開講され二十四年七月に七名の卒業生を送り出した。

明治二十四年九月(第三回生)からは保母伝習所に高等科を設け、

保母伝習所の教員の養成をも試みることになり、三名の高等科生の入学を許した。しかしこの高等科の構想は非常に卓見ではあつたが、その機がまだ熟さず明治三十二年以降募集を停止して普通科のみを募集している。

明治二十六年七月に制定された頌栄幼稚園保母伝習所規則をみれば当時の学科内容程度および時間割などを知ることができる。

頌栄幼稚園保母伝習所規則(抜粋)

(目的)

第一条 本所ノ目的ハ幼稚園保母及保母学校教員ヲ養成スルニアリ

(学科)

第二条 学科ヲ分テ高等普通ノ二科トシ其伝習ノ期ヲ各二ケ年トス

ス

第三条 伝習ノ科目ハ修身、教育学、心理学、理科、保育法、音楽、唱歌、作文ノ八科ニシテ各科伝習ノ要旨左ノ如シ

一、修身 人倫ノ大道ヲ講述シ之ヲ躬行セシムルヲ期ス

一、教育学 教育ノ原理応用ノ大要、幼稚園ノ原則及其編制幼児管理等ノ要件ヲ授ク

一、心理学 其大綱ヲ授ケ且実地ニ幼児心性ノ作用ヲ觀察研究セシメ幼児教育ノ基礎ヲ得セシム

一、理科 動物植物礦物生理衛生等ノ大要ヲ講述シ之を児童ニ教ユルノ方法ヲ授ク

一、保育法 之ヲ二ツニ分ツ一ハ保育ノ方法ヲ講述シ且実地頌

栄幼稚園ノ幼児ニ付キ保育ノ模範ヲ示シ之ヲ練熟セシ

メ一ハ恩物用法ニシテ恩物ノ性質功用ヲ説明シ其用法

ニ熟達セシムルモノトス

ニ熟達セシムルモノトス

ニ熟達セシムルモノトス

ニ熟達セシムルモノトス

一、唱歌 正雅優美ニシテ幼児ノ心情ヲ和スルニ足ルモノヲ撰  
 ミテ之ヲ授ク  
 一、音楽 楽器ノ使用ニ習熟セシム  
 一、作文 書牘文及近体文ニ習熟セシム  
 第四条 普通科及高等科ノ各学科課程ヲ定ムル左ノ如シ

作文	音楽	唱歌	保育学			理科	心理学	教育学	修身	学科	程度	教科書
			実習	応用	理論							
書牘文及近体			一〇	二	二	動物、植物、生理	普通心理学及 嬰兒心理学		六	一年	每週 時數	
同上						衛生、礦物、生理、	幼稚園原則、 管理法等	原理、應用、		二年	每週 時數	
			一〇	二	二				六	一年	每週 時數	
					口授	授理科読本及口	矢島氏普通心 理学及口授			二年	每週 時數	
					同上	同上				二年	每週 時數	

(学年、学期、休暇)  
 第五条 学年ハ毎年九月第二日曜日ニ始マリ翌年七月第二日曜日  
 ニ終ル  
 第六条 毎学年ヲ三期ニ分チ其終始左ノ如シ  
 第一期 九月第二日曜日ヨリ十二月第四日曜日迄

作文	音楽	唱歌	保育学			応用理科	応用心理学	教育学	修身	学科	程度	教科書
			実習	応用	理論							
書牘及近体文			一〇	二	二	動物、植物、生理			六	一年	每週 時數	
						衛生、礦物、生理、				二年	每週 時數	
			一〇	二	二				六	一年	每週 時數	
				口授	授	口授	口授	口授		二年	每週 時數	
				口授	授	口授	口授	口授		二年	每週 時數	

第二期 一月第二月曜日ヨリ三月第四金

曜日迄

第三期 四月第二月曜日ヨリ七月第二金

曜日迄

第七条 年中授業時間左ノ如シ

自六月一日 午前八時ヨリ午後二時迄  
至九月卅日

自十月一日 午前九時ヨリ午後四時迄  
至五月卅一日

(入 学)

第九条 入学ハ毎学年ノ始ニ之ヲ許ス

但当分二十名ヲ定員トス

第十条 左ノ資格ヲ備フル者ニアラザレバ

入学ヲ許サズ

一、年令二十才以上三十才以下

一、品行方正ニシテ身体健康ナル者

一、第十七条ノ入学試験ニ合格シタル者

(以下略)

このような伝習所規則の下にハウは実地保育のかたわらキリスト教とフレールベル精神を体得した保母の養成に専念したのであるが所期の如くには生徒が集まらず、明治三十二年(第四回生)までに伝習所を卒業した者は二十五名にすぎなかった。しかしこの卒業生によつて新たに明石幼稚園、京都愛隣幼稚園、

同出町幼稚園、前橋幼稚園、根室幼稚園、柳川

幼稚園などが創設され、その他の卒業生も皆

神奈川、広島、高知など全国各地の既設幼稚園に主任保母として奉職している。これらの

人びとはキリスト教主義の幼稚園ばかりでな

く、一般の幼稚園からも幼児教育の専門的教

養を身につけた人として非常に歓迎されたで

あろうことは想像にかたくない。

### B 広島女学校保育専修部

キリスト教主義によるわが国第二番目の保母養成機関で明治二十八年、ミス・ゲーンズにより開設された。頌栄保母伝習所と同様に二カ年間の修業期間をもつて、キリスト教とフレールベル主義を二大根本精神として保母の養成にあたった。これは後に(大正十年)大阪に移転し、大阪ランバス女学院保育専修部と称した。

これらのことについては明治三十年以後の保母養成の項で一括して述べることにするが、とにかく保母養成に対する社会一般の無関心のなかにあって、キリスト教主義保母養成機関が幾多の迫害や経済的困窮を乗り越切つて、専門的な保母の養成に尽力したその功績はわが国の幼児保育史上永久に忘れられることのできないであろう。

(水野浩志)

## 幼児の教育 第六十一巻 第八号

八月号 ◎ 定価六〇円

昭和三十七年七月二十五日 印刷

昭和三十七年八月 一日 発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真  
発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一

発売所 株式会社 フレールベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌ご購入についてのご注文は発売所フレールベル館にお願いいたします。